



2018-19 年度 会長：片山 秀樹 幹事：林 たかみ 広報・会報委員長：黄堂 泰昌

事務局・例会場：〒562-0006 大阪府箕面市温泉町 1-1 箕面観光ホテル Tel: 072-724-2781 fax: 072-724-1786
e-mail: mino-orc@abeam.ocn.ne.jp HP: http://mino-orc.net/ 例会日：毎週木曜日 18:30～

<p>◆今週の例会プログラム◆ 2019年5月16日(木)第2418回例会 卓話：新入会員自己紹介 堀之内良光会員</p>	<p>◇次週の例会プログラム◇ 2019年5月23日(木)第2419回例会 次年度会長挨拶 会長エレクト 林たかみ会員</p>
<p>◇ロータリーソング◇ 奉仕の理想 ◆先週のお客様◆ 中野京子様 行政書士 張 暁紅様 米山奨学生 田中隆弥様 RI2660地区第1組ガバナー補佐エレクト</p>	<p>◆出席報告 2019年5月9日第2417回例会◆ 会員数：30名 出席者：22名 出席率 84.62% 前々前回 2019年4月11日 95.83%</p>

◆会長挨拶◆ 会長 片山秀樹
皆様こんばんは。

5月2日が祝日になったために50周年記念式典から久しぶりの例会です。式典が大成功に終わったことに対して黄堂委員長をはじめ、皆様にお礼申し上げます。さて、本年度も残すところ2か月を切りましたが私の掲げた年度方針の一つ「50周年を迎えるにあたり、歴史を理解し、変化のスタートの年とする」についてお話いたします。

私は幹事の経験もなく過去の経緯をしらないまま会長に指名されました。正直、入会するまでロータリークラブは40歳以上の男性会員のみの組織と思っていたところでした。入会7年目に会長に就任することでロータリークラブの現状とともに50周年事業を実現するために過去を勉強するチャンスをいただきました。皆様にとって箕面ロータリークラブの過去はどのように感じられているのでしょうか。周年ビデオ、周年記念誌を見ることで諸先輩は過去を懐かしく思い、私を含め経験年数の浅い会員は過去の事業やクラブの変化を感じることが出来たと思います。

近年、RIの考え方も大きく変化してきていると思います。現在では女性会員についてのこだわりどころか主婦も職業分類に掲げられる時代となりました。箕面ロータリークラブも変化しています。来年度は初の女性会長が誕生します。例会には女性会員、30代前半の会員、お子様まで参加してもらえらるクラブになっています。

一方、運営については会長の思い通りしてもOKと言われますが50世代のDNAを引き継いでいるため風土に合わない突然変異は大きな問題になりえます。変えるべきもの、変えてはいけないものをしっかり議論をして「箕面らしさ」が出せるような組織に変化して行ければと願っております。

◆幹事報告◆ 幹事 林 たかみ

- ・山下霊瑞会員 訃報
5月7日6時42分 満89才にて永眠されました。ご冥福をお祈りします。
- ・5月の例会スケジュールについて
5月30日は休会日です
- ・移動例会について
6月6日(木)箕面『ヴィアミノ』にて
- ・春の全国交通安全運動にともなう箕面駅前街頭啓発活動
- ・豊中南RC50周年事業「第九コンサート」について
- ・理事会延期について
今月の理事役員会は5月23日に開催します。



4つのテスト 言行はこれに照らしてから

- 1、真実かどうか 2、みんなに公平か 3、好意と友情を深めるか 4、みんなのためになるかどうか

◆SAA報告◆

SAA 芝野弘三郎

ニコニコ箱

庄司修二会員：卓話よろしく

前田建司会員：中野様ようこそ

50周年お疲れ様でした。

黄堂泰昌会員：祝 令和元年！

芝野弘三郎会員：三上会員、卓話よろしく

中野様よろしくお祈りします。

木村知也会員、木村貞基会員、河野優作会員、山本貴雄
会員、浦収会員

米山奨学会

木村貞基会員、河野優作会員、前田建司会員、黄堂泰昌
会員、芝野弘三郎会員

ロータリー財団

西宮富夫会員：新緑の5月です。

川端崇且会員：月初

木村知也会員、木村貞基会員、山本貴雄会員、浦収会員、
庄司修二会員、前田建司会員、黄堂泰昌会員、芝野弘三
郎会員

◆卓話◆



『遺言書について』 行政書士 中野京子様

遺言書は、どのようなイメージですか？ネガティブですか？ポジティブですか？

5～6年前までは、かなりネガティブなイメージでした。遺言セミナーを開催し、チラシをお渡しただけで怒られてしまうようなこともありました。今では「終活」という言葉が流行り、これまでの想いや財産を書き留める「エンディングノート」も書店でも購入できる身近なものになりました。

では、遺言書のお話に入りたいと思います。遺言書には「普通方式」と「特別方式」の2つのタイプがあります。

「普通方式」

自筆証書遺言

自分の手で書く、氏名、日付、押印（実印でなくてよい）
財産目録はパソコン作成、通帳はコピーでよい

メリット：特別な手続きが不要 無料で作成 他人に内

容を知られることがない

デメリット：相続人は家庭裁判所に提出して検認手続を
しなければならない（R2年より法務局に保
管してあれば検認は不要となる）
書き損じは無効になる可能性もある

公正証書遺言

2人の証人が立ち会いの下、公証人が遺言者から遺言
内容を聴き取りながら（読み聞かせもする）作成する
遺言（押印・実印・印鑑証明書必要）
遺言能力で揉めた場合も有効性が否定されるリスクが
軽減される

メリット：確実に遺言の内容を実現できる
偽造、紛失の心配がない

デメリット：手続きに手間がかかる
手数料がかかる・証人が必要

秘密証書遺言

遺言者が自分で用意した遺言書を2人の証人と同行して
公正役場に持ち込み、遺言書の存在を保証してもらえる
形式

メリット：誰にも遺言の内容を知られずに遺言の存在だ
けを認識させられる

デメリット：不備があっても誰にも指摘してもらえない
から無効になる可能性がある
手数料が必要

自筆証書遺言で証明しにくい書き方であっても、相続人の誰も異議を唱えなければ有効になる場合も多いようです。銀行等も、全ての相続人が納得していれば意義を唱えにくいようです。

ただ、相続人から異議が出れば、あいまいな書き方は争いに直結します。自筆で作成する場合は、折角書いた遺言が無効にならないように、明確に記載するなどの注意が必要です。



米山奨学生 張 曉紅 さん